

取 扱 基 準

名 称	新潟市団体営農業水利施設安全対策推進事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	農業用排水路等への転落等による被害の防止または軽減を図るため、安全施設の整備にかかる費用の一部を補助する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	用排水路の転落事故による死傷者ゼロをめざす。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 土地改良区が危険箇所と判断した場所に安全施設を整備したか現地で確認を行う。
補助事業者	①土地改良法第3条に規定する者 ②土地改良区 ③農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	転落防止柵等の安全施設整備費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	事業費における国の補助残分について 80%を上限として補助する。 ただし、事業費 100 万円以上に限る。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和 4 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 6 年 9 月 30 日
終 期	令和 7 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 安全施設整備において新潟市から補助金を受けている旨
	〔媒体〕 総会資料、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課 農村計画担当 電 話 025-226-1824 (直通) e-mail noson@city.niigata.lg.jp